

「外かん」の検討経過について お知らせします。

「外かん」千葉県内（松戸市、市川市）の再検討案が、昭和62年10月に建設省から千葉県知事に提示されました。千葉県知事はこの案を評価し、昭和62年11月に松戸・市川両市長に検討を依頼しました。その後、昨年12月に松戸市長から、再検討案を受け入れる旨の回答が出されました。市川市についても、現在、精力的に検討が進められています。再検討案提示から、現在までの2年4ヶ月の検討経過は、次の通りです。

- | | | |
|-------|--------|---|
| 昭和62年 | 10月 | 昭和44年に都市計画決定された「外かん」に対する再検討案を建設省より千葉県知事に対して提示する。 |
| | 11月 | 千葉県知事が松戸市長、市川市長に対し建設省再検討案について意見照会する。 |
| | 12月 | 市川市議会に「東京外郭環状（外環）道路対策特別委員会（委員長：角義夫市議会議員）」が設置される。 |
| 昭和63年 | 1月 | 市川市に「市川市東京外郭環状道路問題対策協議会（会長：第一助役）」が設置される。 |
| | 4月～12月 | 建設省及び千葉県が参考人として出席し個別審査が行われる。 |
| 平成元年 | 1月～2月 | 「外かん」を受け入れない場合の市川市の交通対策とその可能性について審査が行われる。 |
| | 4月 | 一般市民11名、関係団体15団体からの意見聴取が行われる。（準公聴会）
学識経験者（大気、交通工学、都市工学）からの意見聴取が行われる。 |
| | 5月 | 個別審査が再開される。 |
| | 7月～8月 | ルート、構造及び交通問題について集中審査が行われる。
8会派の代表の意見陳述が行われる。 |
| | 9月 | 市川市定例市議会において、委員長中間報告が賛否両論併記で行われる。 |
| | 12月 | 松戸市長が千葉県知事に対し計画を受け入れる旨回答する。
千葉県知事が松戸市について建設省関東地方建設局長に対し回答する。 |

代替地を提供してまいります。 松戸市回答に基づき、二十世紀が丘地区



▲松戸市二十世紀が丘地区

松戸市区間では、
これまでの買取請求への対応に加え、
代替地を提供してまいります。

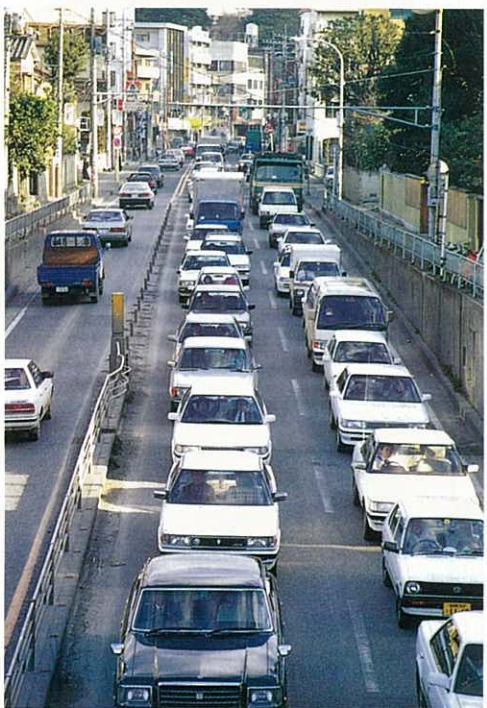
松戸市長からの回答の中で、建設省が松戸市二十世紀が丘地区内に所有する土地を用地買収に伴う代替地として活用することが求められています。建設省としてはこれに基づき、移転者対策の一環として代替地を提供してまいります。



◀二十世紀が丘地区内の建設省所有地の一部



▲市道市川線145号国府台駅付近



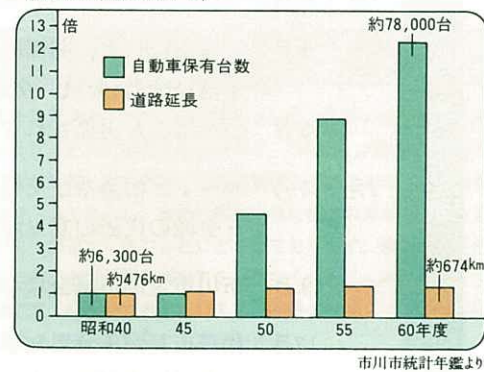
▲主要地方道市川松戸線市川3丁目付近

市川市にとって なぜ「外かん」は必要なのですか？

市川市は都市化が急速に進み、最近20年間に人口は約2倍、自動車保有台数は約12倍となりました。一方で、道路整備が非常に遅れています。このため次のような問題が生じています。

- ①市内の幹線道路、特に南北方向の整備が遅れており、著しい道路交通混雑が生じています。
- ②このため通過交通が生活道路にまで入り込み、交通安全や生活環境の悪化などの問題が生じています。
- ③道路混雑により、バス路線が円滑に運行できないなど、市民生活にも影響が生じています。「外かん」は市川市の南北の交通軸となり、これらの交通問題を解決していく上で不可欠です。また、流域下水道などの都市施設の収容や防災空間の形成など、まちづくりにとっても必要な道路です。

●市川市の自動車保有台数と道路延長の伸び率
(昭和40年度を1とする)

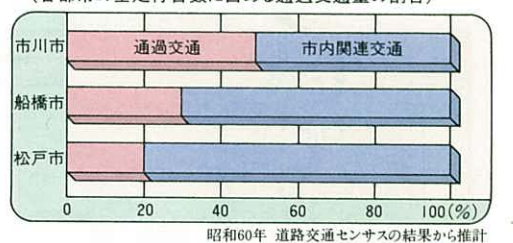


市川市に高速道路は いらないのではないですか？

市川市は千葉県の西北部に位置し、「千葉県の玄関口」という地理的条件にあります。このため千葉県下から東京、関東内陸部方面に行く多くの車が市川市内を通過することになります。その結果、市内の交通渋滞の原因の約半分が通過交通となっています。

この市川市に起終点をもたない交通を処理するためには、東西方向でいえば、国道14号という幹線道路に併せて京葉道路、湾岸道路という通過交通を処理する道路が整備されているように、南北方向についても、地域の交通を処理する幹線道路(一般部)と併せて通過交通を処理する高速道路(専用部)の整備が必要です。このため、「外かん」では、地表部に一般部、その地下部分に専用部という2種類の道路を重ね合わせて、一体的に整備する計画となっています。

●市川市及び近隣都市の通過交通量の割合
(各都市の全走行台数に占める通過交通量の割合)

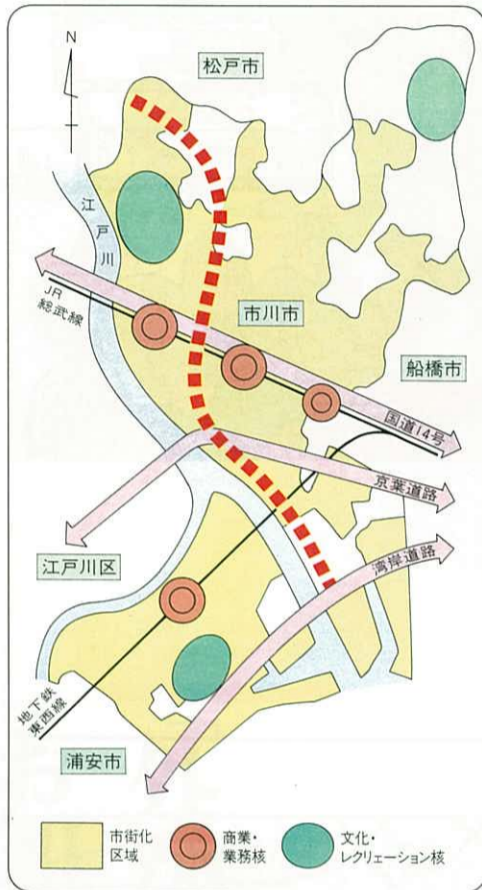


なぜ市川市の中央に位置する 都市計画ルートが最善なのですか？

市川市内の南北交通を効率的に処理する交通軸として「外かん」を整備するためには、市の南部、北部いずれの地域からも利用しやすく、また、国道14号と同様に市川地区、本八幡地区という2つの都心核へアクセスしやすいルートにする必要があります。

このため都市計画ルートは、市北部ではできるだけ市街化調整区域を通し、中央部では2つの都心核の間を通し、南部ではできるだけ江戸川に沿ったルートとしています。

このルートは、南北の幹線バス路線として、また、整備の遅れている流域下水道の幹線を収容する上でも最適のルートです。



「外かん」は用地買収をしないで 地下鉄のようにすることはできませんか？

「外かん」は一般部と専用部という2つの道路から構成されています。このうち一般部は、地域の交通を処理するために、市内の他の数多くの県道や市道と接続する必要があり、地表部に整備する必要があります。

仮に専用部だけを地下に整備すると通過交通は処理されますが、地域の交通は十分に処理されず、南北の交通軸とはなりません。したがって「外かん」は用地買収をして地表部に一般部を整備し、その地下部分に専用部を整備する計画となっています。

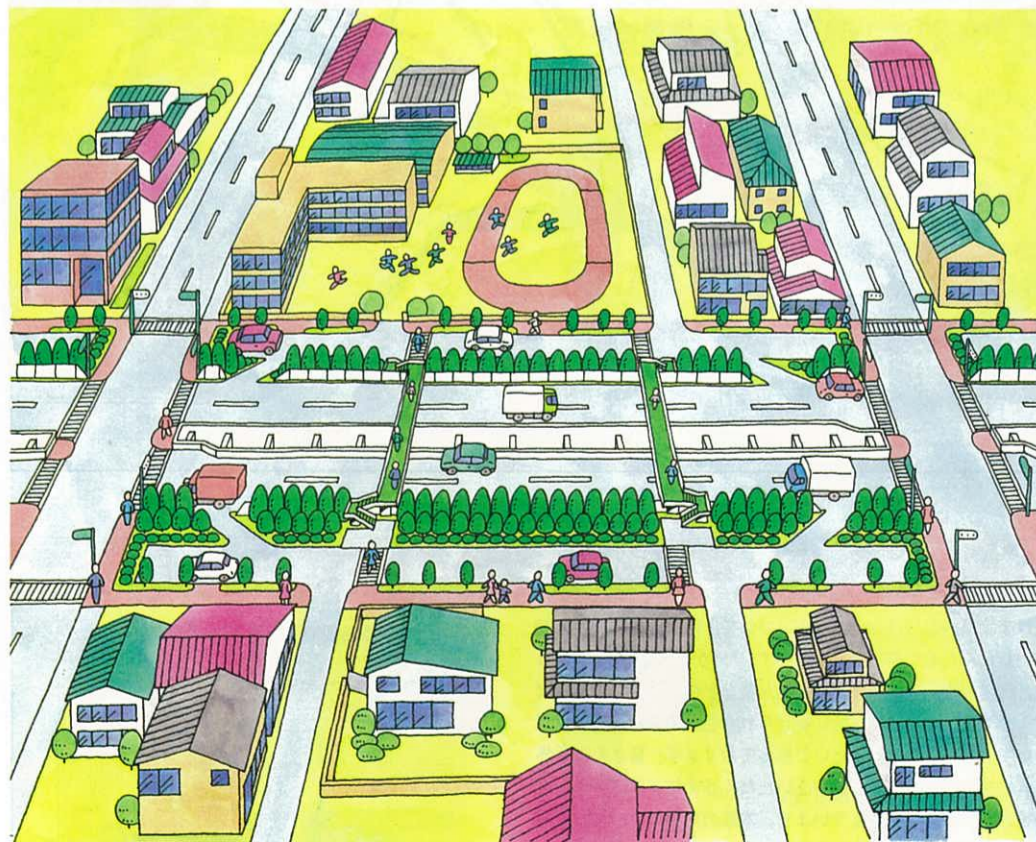


▲江戸川と国府台の森

「外かん」により市川市の市街地が 分断されることはないですか？

市街地を通過する区間では、分断対策として、できるだけ交差する道路を分断しない計画としています。交差する道路の約半分の26箇所では「外かん」と平面交差させる計画としています。残りの道路についてもサービス道路に接続させることにしています。また、横断歩道橋を適切に配置する計画としています。

こうした対策を行うことにより、市街地の分断を最小限にする計画としています。



江戸川の空間を利用して 「外かん」をつくれませんか？

仮に江戸川の河川敷や堤防の上空に高架構造で「外かん」を整備した場合、前述の地下構造と同様に専用部だけの整備となり、地域の交通を十分に処理することはできません。また、河川の中に大規模な高架構造物を整備すると川の流れや、堤防の安全性など治水の面で支障をきたします。

さらに、地域のレクリエーションなどにとって、貴重な江戸川の空間利用にも支障をきたします。

「外かん」は大気・騒音など 市川市の環境を悪化させないでしょうか？

「外かん」は地域の環境を保全するために、環境基準を守ることが目標としています。

このため、自動車専用部は騒音対策上有利な半地下構造(掘割スリット構造)を採用しました。また、大気の拡散が十分に図られるように幅広い環境保全空間を車道の両側にとっています。詳細については、今後都市計画変更の手続きに際して千葉県知事により環境影響評価が行われることになっています。

音の大きさ

80 ホン	地下鉄の車内。 電車の車内。	
70 ホン	電話のベル。 デパートの中。	
60 ホン	普通の会話。 静かな乗用車の車内。	
50 ホン	静かな事務所。 静かな公園。	
40 ホン	市内の深夜。 図書館。	

●騒音に係る環境基準

時間帯 地域の類型	時間の区分		
	昼間 8時～19時	朝夕 6時～8時 19時～23時	夜間 23時～6時
A	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下
B	65ホン(A)以下	65ホン(A)以下	60ホン(A)以下

A…主として住居の用に供される地域
B…相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

市川市区間の問い合わせの
多い事項についてお答えします。



▲建設省が市川市内で取得した代替地の一部(市川市曾谷地区)

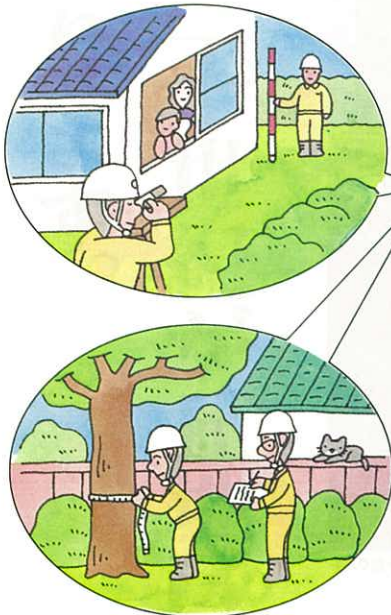
移転を余儀なくされる市民に対しては どのような対策をとるのですか?

建設省ではルート上の多くの方々が、市川市内に代替地を希望されることを予想しています。このため、松戸市区間で二十世紀が丘に代替地を確保したように、市川市区間についても十分な代替地を確保していく予定です。また、移転補償、営業補償等についても適正な補償を行う予定です。十分な対策を行うために移転者対策検討会を設置し、現在、検討を進めています。

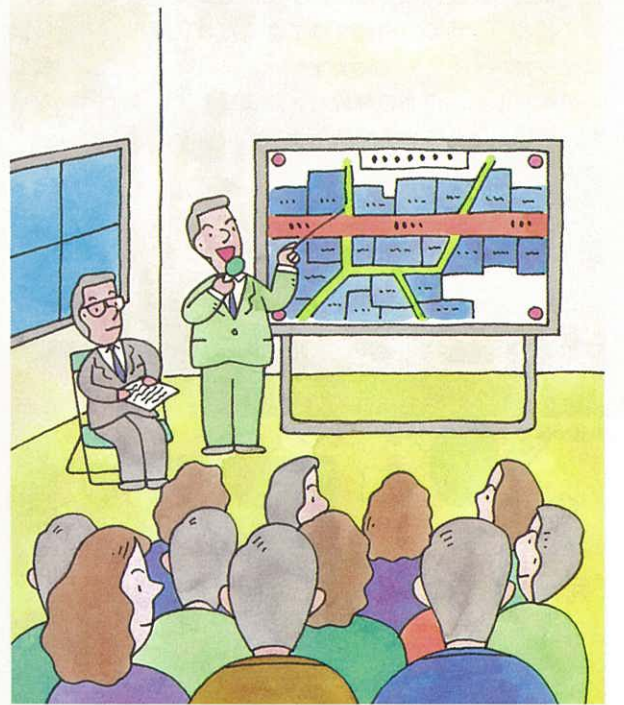
市川市が「外かん」を受け入れた場合、 今後どのようにこの事業は進められるのですか?

昨年の12月に松戸市から受け入れの回答が出されましたが、市川市からも同様の回答が出された場合には、地元の皆様方に事業計画等の説明を行い、あわせて環境影響評価を実施することになります。さらに、市川市の都市計画審議会、千葉県の都市計画地方審議会の審議を経て都市計画変更の手続きを行い、建設計画を進めてまいります。

補償の手順

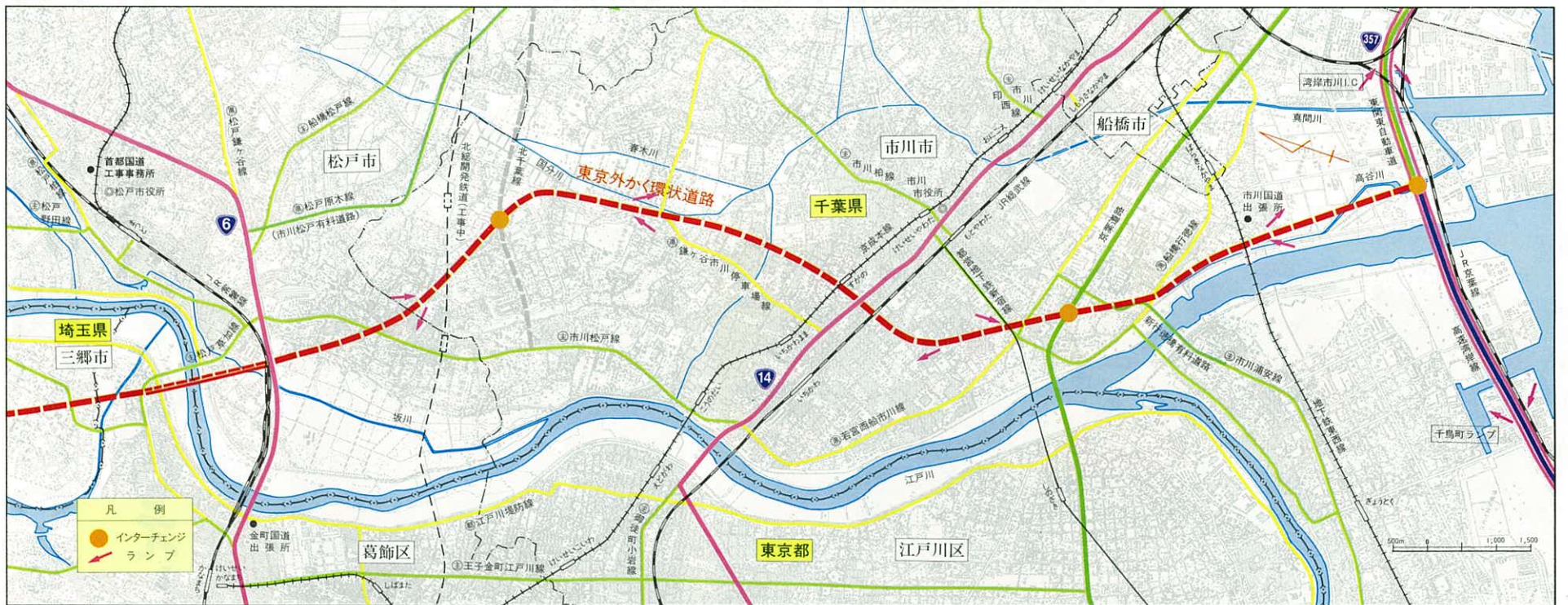


- 1 用地補償説明会
- 2 用地中杭の打設
- 3 用地の測量・物件の調査
- 4 土地調査・物件調査による面積・数量等の確認
- 5 補償金額の算定
- 6 協議(用地交渉)
- 7 契約
- 8 補償金の前金払い(70%)
- 9 土地登記・建物等の移転・土地の引渡し
- 10 補償金の後金払い(残り30%)

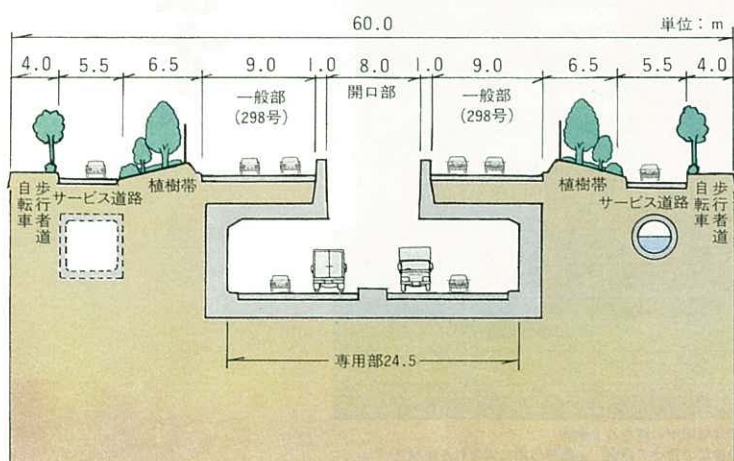


建設省再検討案

■ルート図



■標準断面図



相談コーナー

本紙は千葉県内の「外かん」の計画について、住民の皆様幅広く知っていただくために発行するものです。「外かん」の計画、道路の構造、環境対策、用地補償、移転者対策などのことについて逐次お知らせするとともに、当所に寄せられた住民の方々の質問などについてもお答えしていきたいと思っております。皆さんの「外かん」に対する御理解と御協力をいただくうえに、本紙が少しでもお役に立てば幸いです。本紙の内容についてご質問等がございましたら下記にお寄せ下さい。

建設省関東地方建設局
首都国道工事事務所調査設計第一課
〒271 千葉県松戸市竹ヶ花86 ☎0473-62-4115

